

- ① 労働者ノ其ノ給付ヲ正確ニ支給ノコト
- ② 保険給付金ハ工場主ニ於テ立替ノコト
- ③ 職工職夫ノ解退職手當金制ヲ實施ノ事
- ④ 一年未滿ノ者ニ對シテハ一日給ノ三十日分支給シ一年以
上ノ者ニ對シテハ一ヶ月増ニ毎二日分増給ノ事
- ⑤ 工場ノ設備ヲ完全ニスルコト
- ⑥ 食堂並ニ更衣室ヲ設置ノコト
- ⑦ 難役夫ノ名稱ヲ撤止ノコト
- ⑧ 臨時雇在難役夫ヲ即將本職ニトナス事
- ⑨ 勤怠表ヲ従業員ニ交付ノ事
- ⑩ 争議中ノ日給ヲ支給ノ事

福岡縣

附帶事項

- ⑪ 他件継続者ヲ出サス事
- ⑫ 争議費用金額負担ノ事

昭和十一年三月十日
従業員一同

戸畑工作所主任林集英殿